

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年2月7日
【会社名】	大成建設株式会社
【英訳名】	TAISEI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 相川善郎
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
【電話番号】	03(3348)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 中野雄一 株式室長 小池友明
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
【電話番号】	03(3348)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 中野雄一 株式室長 小池友明
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2023年3月17日
【発行登録書の効力発生日】	2023年3月25日
【発行登録書の有効期限】	2025年3月24日
【発行登録番号】	5 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000百万円
【発行可能額】	90,000百万円 (90,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2025年2月7日(提出日)である。
【提出理由】	2023年3月17日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、本訂正発行登録書を提出する。

【縦覧に供する場所】

大成建設株式会社 関西支店
(大阪市中央区南船場一丁目14番10号)

大成建設株式会社 中部支店
(名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
(JRセントラルタワーズ内))

大成建設株式会社 横浜支店
(横浜市中区長者町6丁目96番地2)

大成建設株式会社 千葉支店
(千葉市中央区新町1000番地(センシティタワー内))

大成建設株式会社 関東支店
(さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16
(シーノ大宮ノースウイング内))

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

【訂正内容】
第一部【証券情報】
第1【募集要項】

<大成建設株式会社第42回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）（別称：大成建設グリーンボンド）に関する情報>

1【新規発行社債】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本発行登録の発行予定額のうち、金10,000百万円を社債総額とする大成建設株式会社第42回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）（以下「本社債」といいます。）（別称：大成建設グリーンボンド）を、下記の概要にて募集する予定です。

各社債の金額：金1億円

発行価格：各社債の金額100円につき金100円

償還期限（予定）：2030年2月以降（5年債）（注）

払込期日（予定）：2025年2月以降（注）

（注）それぞれの具体的な日付は今後決定する予定です。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

（訂正前）

未定

（訂正後）

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しております。

引受人の氏名又は名称	住所
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号

（注）各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定であります。

3【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本社債の払込金額の総額10,000百万円（発行諸費用の概算額は未定）

（2）【手取金の使途】

（訂正前）

設備資金、投融資資金、社債償還資金、コマーシャルペーパー償還資金、借入金返済及び運転資金に充当する予定であります。

(訂正後)

設備資金、投融資資金、社債償還資金、コマーシャルペーパー償還資金、借入金返済及び運転資金に充当する予定であります。

本社債の発行による手取金は、全額を当社グループが取り組むグリーンプロジェクト(大成建設グループ次世代技術研究所の新設に関する設備投資及び(仮称)本町四丁目プロジェクトに関する投資)に係る新規支出またはリファイナンスに充当する予定であります。なお、実際の充当期までは、現金または現金同等物として運用予定です。

「第一部 証券情報 第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<大成建設株式会社第42回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)(別称:大成建設グリーンボンド)に関する情報>

・グリーンボンドとしての適格性について

当社は、グリーン/ブルー/ソーシャル/サステナビリティボンド及びローンによるサステナビリティファイナンス実施のために、「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2021(注1)」、「グリーンローン原則(Green Loan Principles)2023(注2)」、「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2023(注3)」、「ソーシャルローン原則(Social Loan Principles)2023(注4)」、「ソーシャルボンドガイドライン2021年版(注5)」、「サステナビリティボンド・ガイドライン(Sustainability Bond Guidelines)2021(注6)」、「環境省グリーンボンドガイドライン2022年版(注7)」、「環境省グリーンローンガイドライン2022年版(注8)」、「SBEガイド(A Practitioner's Guide for Bonds to Finance the Sustainable Blue Economy)(注9)」及び「ブルーファイナンスガイドライン(Guidelines for Blue Finance)2022(注10)」に即したサステナビリティファイナンス・フレームワーク(以下「本フレームワーク」といいます。)を2024年5月に策定しました。

当社は、本フレームワークに対する第三者評価として、株式会社日本格付研究所(以下「JCR」といいます。)より「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価(注11)」の最上位評価である「SU1(F)」及び「JCRブルーファイナンス・フレームワーク評価(注12)」の最上位評価である「Blue1(F)」を取得しています。

(注1)「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2021」とは、国際資本市場協会(ICMA)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。

(注2)「グリーンローン原則(Green Loan Principles)2023」とは、ローンマーケット協会(LMA)、アジア太平洋地域ローンマーケット協会(APLMA)及びローンシンジケーション・トレーディング協会(LSTA)により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「グリーンローン原則」といいます。

(注3)「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2023」とは、国際資本市場協会(ICMA)により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「ソーシャルボンド原則」といいます。

(注4)「ソーシャルローン原則(Social Loan Principles)2023」とは、ローンマーケット協会(LMA)、アジア太平洋地域ローンマーケット協会(APLMA)及びローンシンジケーション・トレーディング協会(LSTA)により策定された社会分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「ソーシャルローン原則」といいます。

(注5)「ソーシャルボンドガイドライン2021年版」とは、ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考となるよう、いわゆる先進国課題を多く抱える我が国の状況に即した具体的な対応の例や解釈を示すことで、ソーシャルボンドを国内で普及させることを目的に、金融庁が2021年10月に策定・公表したガイドラインです。

- (注6) 「サステナビリティボンド・ガイドライン (Sustainability Bond Guidelines) 2021」とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインです。
- (注7) 「環境省グリーンボンドガイドライン2022年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月及び2022年7月に改訂したガイドラインをいい、以下「グリーンボンドガイドライン」といいます。
- (注8) 「環境省グリーンローンガイドライン2022年版」とは、グリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンローンに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2020年3月に策定・公表し、2022年7月に改訂したガイドラインをいい、以下「グリーンローンガイドライン」といいます。
- (注9) 「SBEガイド (A Practitioner's Guide for Bonds to Finance the Sustainable Blue Economy)」とは、ICMA、国際金融公社 (IFC)、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI)、国連グローバル・コンパクト (UNGC) 及びアジア開発銀行 (ADB) が、グリーンボンド原則等に基づき、ブルーボンドの発行に関わる主要な構成要素、環境への影響を評価する方法等に関する情報を提供するために2023年9月に策定・公表した国際的な実務者ガイドをいい、以下「SBEガイド」といいます。
- (注10) 「ブルーファイナンスガイドライン (Guidelines for Blue Finance) 2022」とは、国際金融公社 (IFC) が2022年1月にグリーンボンド原則とグリーンローン原則の枠組みを用いて、海洋と沿岸の保全強化と汚染のない水資源の増加に向けた資金調達を促進するために策定・公表したガイドラインをいいます。同ガイドラインでは、海洋に優しいプロジェクトと汚染のない水資源を保護する取り組みをブルーアクティビティとして、SDGsに関連づけた選定の考え方が示されています。
- (注11) 「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」とは、サステナビリティファイナンスにより調達される資金がJCRの定義するサステナビリティプロジェクトに充当される程度並びに当該サステナビリティファイナンスの資金用途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCRの総合的な意見の表明です。なお、「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」は、個別の債券または借入に関する評価と区別するため、評価記号の末尾に (F) をつけて表示されます。
- (注12) 「JCRブルーファイナンス・フレームワーク評価」とは、ブルーファイナンスにより調達される資金がJCRの定義するブループロジェクトに充当される程度並びに資金用途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCRの総合的な意見の表明です。なお、「JCRブルーファイナンス・フレームワーク評価」は、個別の債券または借入に関する評価と区別するため、評価記号の末尾に (F) をつけて表示されます。

サステナビリティファイナンス・フレームワークについて

1. 調達資金の用途

本フレームワークに基づき調達した資金は、以下の適格プロジェクトに対する新規または既存の支出、出資・投資資金に充当します。なお、既払の支出、出資・投資資金に充当する場合は、サステナビリティファイナンスの資金調達から遡って24か月以内に実施されたプロジェクトを対象とします。なお、実行するファイナンスに応じて、以下のプロジェクトへの資金充当を行います。

- ・ グリーンファイナンス：グリーン（ブルー）プロジェクト
- ・ ブルーファイナンス：ブループロジェクト
- ・ ソーシャルファイナンス：ソーシャルプロジェクト
- ・ サステナビリティファイナンス：グリーン（ブルー）/ ソーシャルプロジェクト

適格クライテリア	適格プロジェクト
<p><グリーンプロジェクト> グリーンビルディング/エネルギー効率</p>	<p>以下のいずれかの建物認証を取得、もしくは 将来取得または、更新予定の建物の建設、内装・設備の工事・更新ならびに物件取得にかかる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> - CASBEE建築（自治体版CASBEEを含む）におけるS、A、B+ - 2024年3月末日以前に取得したBELS（平成28年度基準）における3つ星以上かつ新省エネ基準における既存不適格ではないこと - 2024年4月1日以降に取得したBELSにおけるレベル6～4（非住宅） - 2024年4月1日以降に取得したBELSにおけるレベル4～3（再エネ設備のない住宅） - 2024年4月1日以降に取得したBELSにおけるレベル6～3（再エネ設備のある住宅） - DBJ Green Building 認証における3つ星以上 - 東京都建築物環境計画書制度における評価段階3または評価段階2（2020年度基準以降） - LEED認証におけるPlatinum、Gold、Silver（LEED BD+Cの場合はv4以降） - BREEAM認証におけるOutstanding、Excellent、Very Good（BREEAM New Constructionの場合はv6以降） - ZEB認証 - ZEH認証
<p><グリーンプロジェクト> 再生可能エネルギー</p>	<p>クリーンエネルギー電源の保有</p> <ul style="list-style-type: none"> - 太陽光発電施設への投資 - バイオマス発電所への投資（バイオマス発電の燃料は食糧と競合しないこと、国内から調達した燃料であること、FIT/FIP制度のライフサイクルGHG排出量の基準を満たすこと、輸入バイオマスの場合は、FSC等により、持続可能性（合法性）が認証された木材・木材製品であること） - 地熱発電施設への投資 - 水力発電施設への投資 - 風力発電施設への投資 - 洋上風力発電施設への投資
<p><グリーンプロジェクト> 再生可能エネルギー/エネルギー効率/高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術及びプロセス</p>	<p>脱炭素関連の技術開発投資資金</p> <ul style="list-style-type: none"> - ZEB・省エネルギーに関する技術開発 - 風力発電に関する技術開発 - 洋上風力発電に関する技術開発 - その他再生可能エネルギーに関する技術開発 - 水素に関する技術開発 - カーボンリサイクル・CCS・CCUに関する技術開発 - 木造・木質建築に関する技術開発
<p><グリーンプロジェクト> 持続可能な水資源及び廃水管理</p>	<p>ゼロ・ウォーター・ビル（Zero Water Building）の実現に向けた水循環技術に関する投資資金</p> <ul style="list-style-type: none"> - Zero Water Buildingを目指す技術開発・実証
<p><ソーシャルプロジェクト> 手ごろな価格の基本的インフラ設備</p>	<p>指定緊急避難場所や一時滞在施設に指定されたビルの建設・修繕・取得にかかる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> - 自治体から大規模災害時の指定緊急避難場所や帰宅困難者の一時滞在施設に指定された施設・建物 - 先進的なレジリエンス機能を備えた施設・建物（T-i Alert 地震時の建物健全性評価システム等）
<p><ソーシャルプロジェクト> 社会経済的向上とエンパワーメント</p>	<p>持続可能な建設産業の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> - 今後の人手不足対策のための省人化・自動化を推進するための技術開発 - 次世代ICT施工技術の取り組み - 技術者の育成・担い手確保に向けた取り組み

グリーン適格プロジェクトには以下のブルー適格プロジェクトが含まれます。

ブルーカテゴリー	グリーンボンド原則事業区分	ブルー適格プロジェクト
海洋再生可能エネルギー（SBEガイド）	再生可能エネルギー	<p>クリーンエネルギー電源の保有</p> <ul style="list-style-type: none"> - 洋上風力発電施設への投資 <p>脱炭素関連の技術開発投資資金</p> <ul style="list-style-type: none"> - 洋上風力発電に関する技術開発

水供給（IFC）	持続可能な水資源及び廃水管理	ゼロ・ウォーター・ビル（Zero Water Building）の実現に向けた水循環技術に関する投資資金 - Zero Water Buildingを目指す技術開発・実証
----------	----------------	--

本フレームワークに基づくソーシャルプロジェクトは、以下の通り、社会課題の解決に資するものであり、例示した「対象となる人々」に対してポジティブな社会的な効果が期待されると考えています。

適格クライテリア	対象となる人々	社会課題
手ごろな価格の基本的インフラ設備	・ 自然災害の罹災者を含む弱者グループ	・ 災害時における安全の確保
社会経済的向上とエンパワメント	・ 重労働、危険作業に従事する労働者	・ 働き方改革 ・ 建設業界における技術者の育成・担い手確保

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

適格プロジェクトは、プロジェクトを行う関係会社と共同して当社サステナビリティ経営推進本部の担当者及び財務部の担当者により選定され、管理部門の担当役員が承認した上で最終決定します。

選定したプロジェクトに関しては、環境・社会に与えるネガティブな影響の可能性を低減するための調査の実施、その影響の予測及び評価等をプロジェクト毎に適宜実施する予定です。各プロジェクトの適格性の評価にあたっては、潜在的にネガティブな環境面・社会面の影響に配慮しているものであり、以下の項目について対応していることを確認しています。

- ・ 国もしくは事業実施の所在地の地方自治体において求められる環境関連法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査の実施
- ・ 事業実施にあたり地域住民への十分な説明の実施
- ・ 当社グループの経営理念・経営方針、行動憲章、サステナビリティ基本方針などに沿った資材調達、環境汚染の防止、労働環境、人権への配慮の実施

3. 調達資金の管理

本フレームワークに基づき調達した資金と資産の紐付け、調達資金の充当状況の管理は、当社の内部管理システムを用いて、サステナビリティ経営推進本部及び財務部にて追跡・管理します。関係会社が主体となる適格プロジェクトについては、当社からプロジェクトを実施する事業会社に出資等を行います。追跡結果は、概ね四半期単位で管理部門の担当役員もしくは財務部長による確認を予定しております。当社は、本帳簿に限って監査を実施する予定はありませんが、本フレームワークで定めた資金使途の細目を含めた財務内容全般については外部監査の対象としています。

調達資金が充当されるまでの間は、現金または現金同等物にて管理します。また、適格プロジェクトへの充当時期の遅れ以外の理由により未充当金が発生することが明らかになった場合は、プロジェクトの評価及び選定プロセスに従い、適格クライテリアを満たす他のプロジェクトを選定し、資金を充当します。

4. レポートニング

< 資金充当状況レポートニング >

本フレームワークに基づき調達された資金が全額充当されるまで、年1回、充当状況をウェブサイト上に開示します。なお、調達資金を既存の支出、出資・投資資金に充当する場合、その金額または割合を開示する他、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合は、その変更内容について開示する予定です。

< インパクト・レポートニング >

本フレームワークに基づき調達された資金の全額が償還されるまで、守秘義務の範囲内、かつ、合理的に実行可能な限りにおいて、資金が充当されたプロジェクトに関する以下の情報をウェブサイトにて毎年開示します。

グリーンプロジェクト

適格プロジェクト	レポート内容
グリーンビルディング/エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> 取得する不動産の概要 環境認証の取得状況 省エネ化による消費電力削減量
クリーンエネルギー電源の保有	<ul style="list-style-type: none"> 調達資金が充当されたプロジェクト名 発電量 CO2排出削減量
脱炭素関連の技術開発投資資金	<ul style="list-style-type: none"> 技術開発の進捗状況（技術開発に関する開発中/完了テーマの件数） 主な開発済み技術の概要
ゼロ・ウォーター・ビルの実現に向けた水循環技術に関する投資資金	<ul style="list-style-type: none"> 技術開発の進捗状況（技術開発に関する開発中/完了テーマの件数） 主な開発済み技術の概要 技術開発により節水可能となる水の量

ソーシャルプロジェクト

適格クライテリア	適格プロジェクト	レポート内容
手ごろな価格の基本的インフラ設備	<p>指定緊急避難場所や一時滞在施設に指定されたビルの建設・修繕・取得にかかる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体から大規模災害時の指定緊急避難場所や帰宅困難者の一時滞在施設に指定された施設・建物 先進的なレジリエンス機能を備えた施設・建物（T-i Alert 地震時の建物健全性評価システム等） 	<p><アウトプット> 一時避難施設に指定されたビルの概要</p> <p><アウトカム></p> <ul style="list-style-type: none"> 防災・減災に関する設備投資（含む耐震性能）の概要 災害時の収容可能人数 想定される耐震性能 <p><インパクト></p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における安全の確保
社会経済的向上とエンパワメント	<p>持続可能な建設産業の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の人手不足対策のための省人化・自動化を推進するための技術開発 次世代ICT施工技術の取り組み 技術者の育成・担い手確保に向けた取り組み 	<p><アウトプット> 持続可能な建設産業の維持に向けた取り組みの概要</p> <p><アウトカム></p> <ul style="list-style-type: none"> 技術開発の進捗状況（技術開発に関する開発中/完了テーマの件数） 主な開発済み技術の概要 研修の受け入れ人数・研修回数 <p><インパクト></p> <ul style="list-style-type: none"> 働き方改革 建設業界における技術者の育成・担い手確保